

令和6年(2024年)4月からの執行体制について

1 報告趣旨

令和6年(2024年)4月に実施を予定している執行体制の変更について報告する。

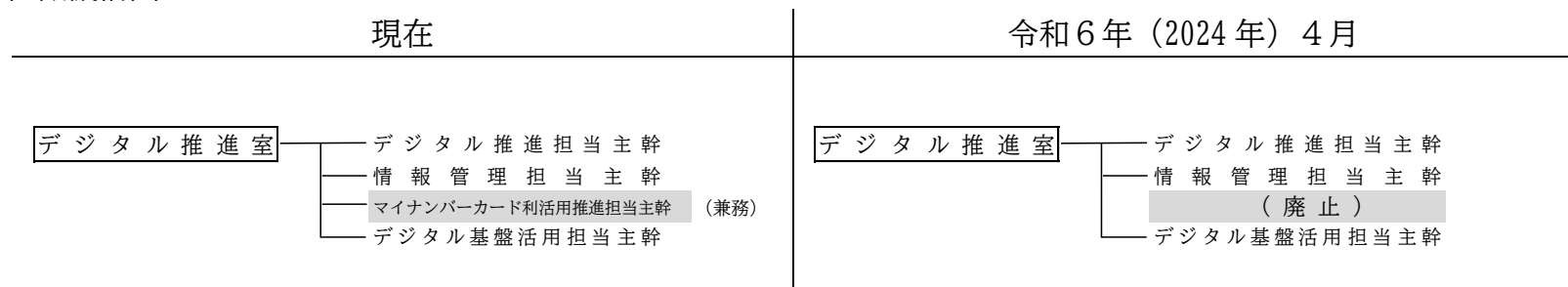
2 報告内容

(1) デジタル推進室

ア 変更内容

マイナンバーカードの普及が進んだことから、マイナンバーカードの普及促進のため配置した「マイナンバーカード利活用推進担当主幹」を廃止し、デジタル推進室の所掌事項にマイナンバーカード関連業務を加える。

イ 組織機構図



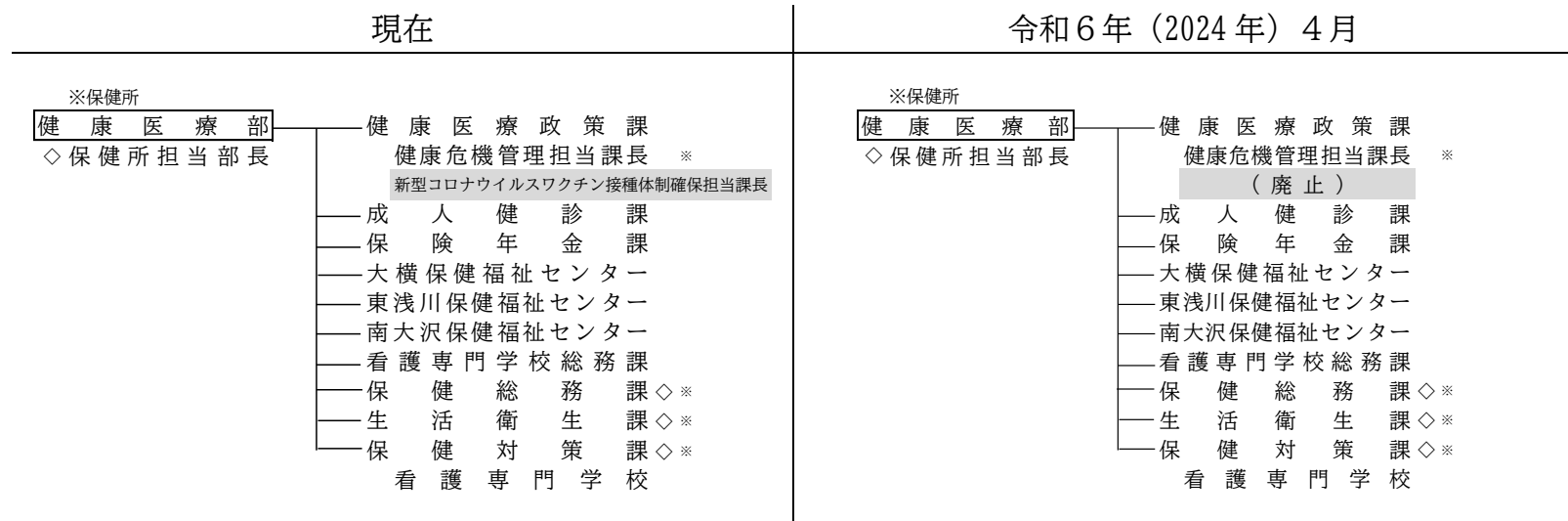
(2) 健康医療部

ア 変更内容

令和6年度（2024年度）以降の新型コロナウイルスワクチン接種は、季節性インフルエンザと同じ予防接種法のB類疾病となり、定期接種へ移行し業務が縮小することから、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保担当課長」を廃止する。

なお、今後の新型コロナウイルスワクチンについては、他の予防接種とともに保健総務課が所掌する。

イ 組織機構図



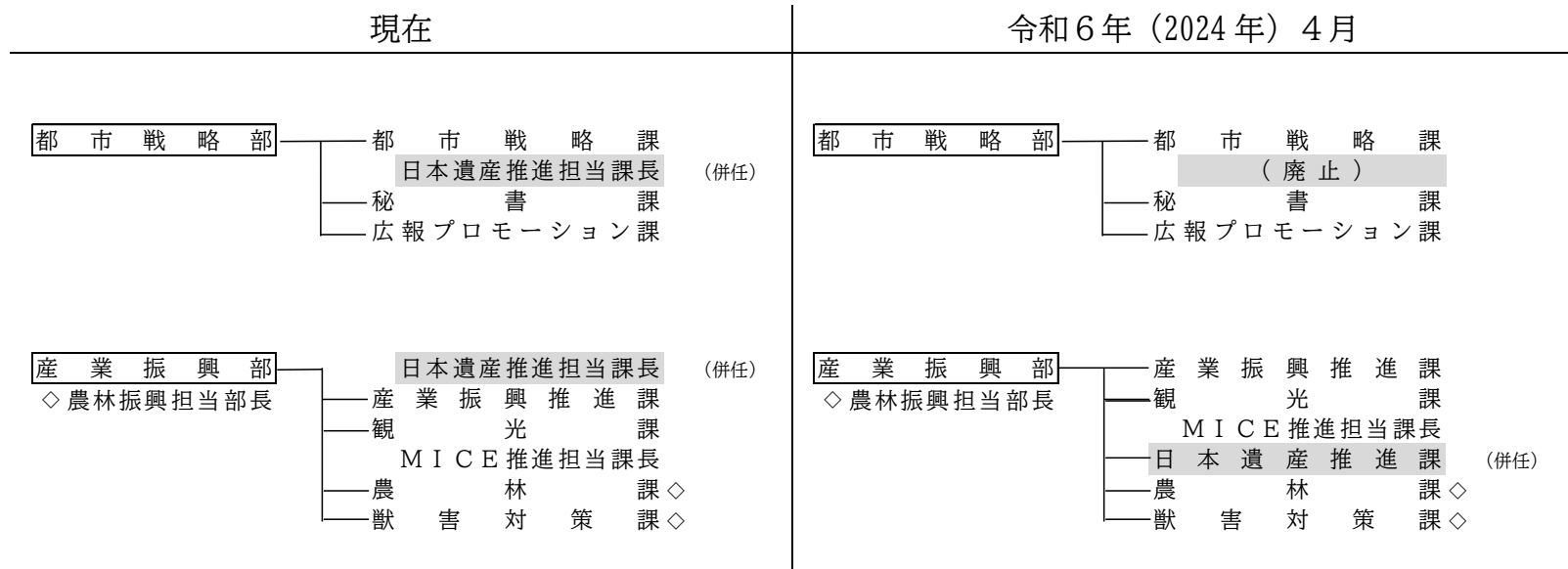
(3) 産業振興部

ア 変更内容

産業・観光分野での日本遺産活用を強化し、都内唯一の日本遺産としての賑わい創出や地域経済活性化に向け、産業振興部に「日本遺産推進課」を設置し、課長は生涯学習スポーツ部日本遺産推進担当課長との併任とする。これに合わせ、都市戦略部日本遺産推進担当課長を廃止する。

なお、「文化財保存活用地域計画」に基づく日本遺産推進事業については、引き続き、生涯学習スポーツ部が統括し事業を推進する。

イ 組織機構図

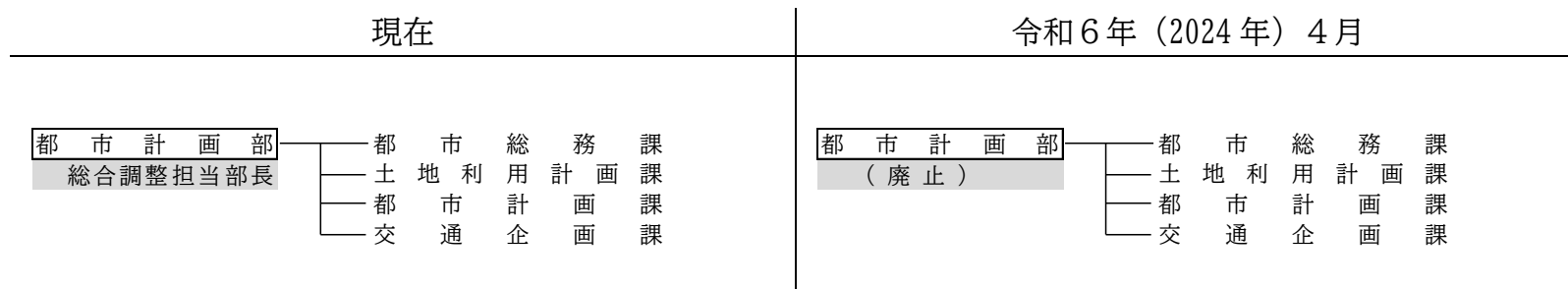


(4) 都市計画部

ア 変更内容

都市計画に関する各種計画の進捗等が図られたことから、総合調整担当部長を廃止する。廃止後は都市計画部長がその任を担う。

イ 組織機構図

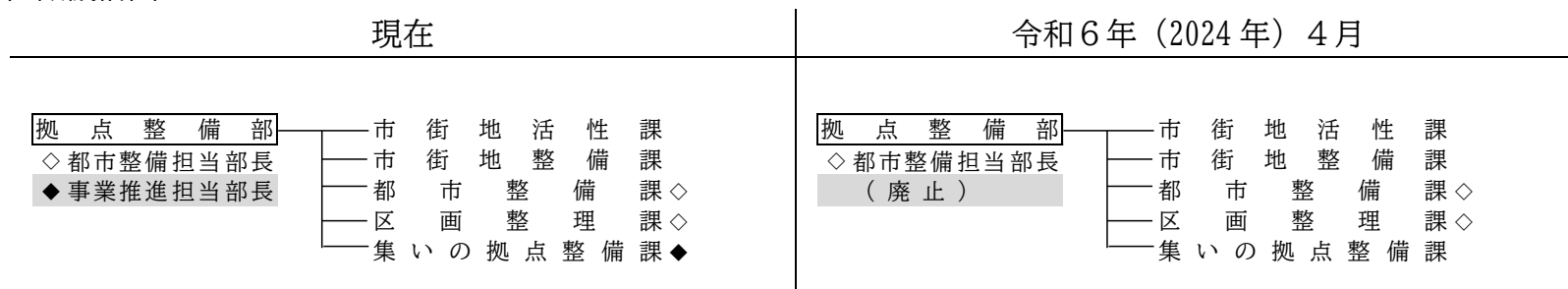


(5) 拠点整備部

ア 変更内容

拠点整備部の事業進捗による各部長の所掌範囲の見直しに伴い、事業推進担当部長を廃止する。廃止後は拠点整備部長がその任を担う。

イ 組織機構図



3 施行日及び周知

(1) 施行日

令和6年(2024年)4月1日

(2) 市民への周知

広報はちおうじ4月1日号及びホームページで周知